資料④

「北海道ケアラー支援推進計画（仮称）」関係

ケアラー・ヤングケアラーを支援する関係機関等による連携のあり方と各々の役割について

これまで	
【主】	ケアを必要とする者
【従】	家族介護者（ケアラー）

- ○ 介護ストレスの緩和
- ○ 介護ノウハウの習得支援
- ○ 見守り支援

これから	
【主】	ケアを必要とする者
【主】	家族介護者（ケアラー）

- ○ 就労や社会参加の維持継続
- ○ 暮らしの質的充実
- ○ 心身の健康保持

家族介護者支援【重点目標の変化】

※「市町村・地域包括支援センターによる家族介護者支援マニュアル」参照

（支援の入り口）「関わり方」
- ▶ 発　見（支援の必要性）
- ▶ 把　握（対象者の特定）
- ▶ 気づき（支援の可能性）

支援の必要性や緊急性の程度に応じ、本人の意向や状況を踏まえた上で、個々に適切な関わり方を選択する。

身近な関係機関 ⟷ 連携 ⟷ 家族介護者への支援

高齢者支援
- ✓ 居宅介護支援事業所
- ✓ 介護サービス事業所

障がい者支援
- ✓ 相談支援事業所
- ✓ 障害福祉サービス事業所

生活支援
- ✓ 市町村社会福祉協議会
- ✓ 民生委員・児童委員

子ども・子育て支援
- ✓ 学校、市町村教育委員会
- ✓ 放課後児童クラブ

家族介護者への支援

地域包括支援センター
地域ケア会議、サービス担当者会議等

基幹相談支援センター
自立支援協議会、サービス調整会議等

生活困窮者自立相談支援機関
支援会議、支援調整会議等

SSW、コーディネーター等
要対協、個別支援会議等

個別ケース支援や地域課題に関する既存の合議体を活用

支援団体
- ✓ NPO 法人
- ✓ 家族会

地域住民、事業者等

① 認知度向上のための普及啓発、理解促進
ポスター、リーフレット
ホームページの活用など

協議・連携の推進役

道ケアラー支援条例
令和４年
北海道条例第２号

市町村の福祉担当課
介護保険担当課
障がい福祉担当課
困窮者支援担当課
児童福祉担当課

庁内横断的に連携

国の動向を注視しつつ、条例・計画に基づく施策を展開

道

※ この連携図は一例であり、地域の実情に応じた柔軟なあり方を検討することが重要。

② 適切な支援を行うための職員向け研修
アドバイザー、コーディネーター配置

③ 相談窓口、オンラインサロンの開設
地域づくり（カフェなどの設置促進）

＊ ①～③の道事業を展開するとともに、各市町村の取組状況（条例・計画等の制定、相談支援体制や拠点の整備状況等）を振興局単位で把握するなどして、各施策を総合的・計画的に推進